

はじめに

本市は、昭和初期から東京の郊外住宅地として市街化が急速に進んだものの、当時は下水道がなかった。このため、生活環境の悪化や浸水被害の発生がたびたびとなり、下水道整備に対する市民の期待は非常に大きかった。

このような状況から、本市の下水道は昭和 26 年に「多摩地区で初の下水道」として都市計画決定を受け、整備が進められた。そして、昭和 62 年には普及率 100%を達成し、市民の生活環境の改善や浸水の防除等、本市のまちづくりに大きく貢献してきた。

しかし近年は、都市化の進展や気候変動に伴う局所的豪雨による都市型浸水、及び地震に対するリスクが増大している。さらに、今後増大する下水道施設老朽化への対応や井の頭池の湧水復活といった望ましい水循環・水環境の創出等、下水道に求められるニーズが多様化している。

これらの課題の解決に向けて、限られた財源の中で着実な対応を行うために、平成 21 年度に、本市下水道のあるべき姿と段階的な取り組みを示す武蔵野市下水道総合計画を策定した。その後、本市下水道の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、平成 26 年度に見直しを行い、武蔵野市下水道総合計画（2014）を策定した。

本計画は、武蔵野市下水道総合計画（2014）の策定から 4 年が経過したことを受け、これまでの事業の進捗を評価した上で、改めて計画を見直し、武蔵野市下水道総合計画（2018）として策定するものである。

武蔵野市下水道の歩み

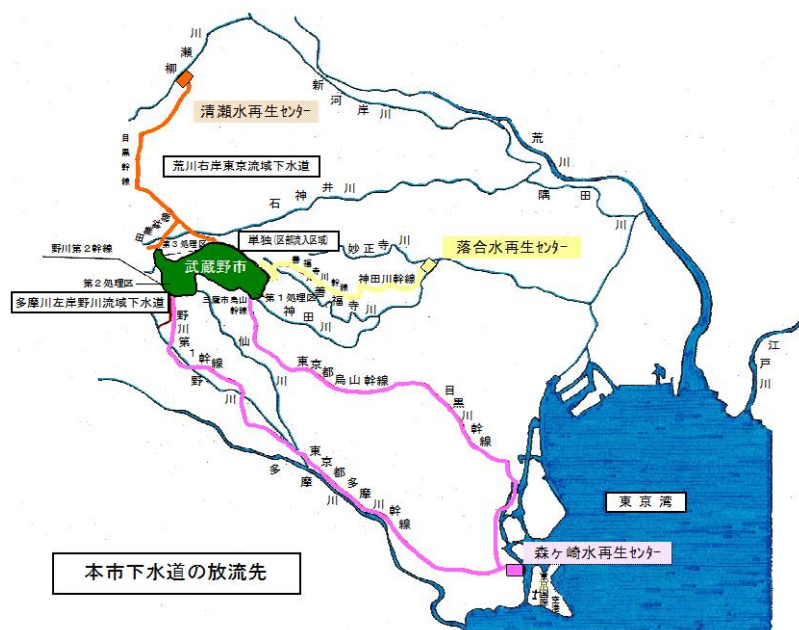
昭和 26 年 3 月	多摩地区で初の下水道として、善福寺川・神田川・石神井川の3排水区を都市計画決定
	同年 12 月に JR 吉祥寺駅周辺 39ha を事業認可
昭和 27 年 4 月	下水道建設工事に着手
昭和 31 年 10 月	下水道条例を制定し、翌年から下水道使用料の徴収を開始
(昭和 40 年代)	全管きょ延長の約 6 割を集中的に整備
昭和 45 年 1 月	汚水処理供用開始(東京都の下水処理場へ接続)
	同年 4 月に受益者負担金徴収を開始
	同年 12 月に全市域の下水道計画を決定
昭和 62 年 4 月	普及率 100%を達成(全市域が水洗化区域)
平成 6 年 4 月	武蔵野市雨水浸透施設助成金交付要綱を制定
平成 9 年 4 月	受益者負担金制度を廃止
平成 21 年 3 月	武蔵野市下水道総合計画を策定
平成 22 年 10 月	下水道使用料を 13 年ぶりに改定
平成 24 年 10 月	武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例を施行
平成 25 年 2 月	武蔵野市下水道長寿命化計画を策定
平成 25 年 12 月	武蔵野市下水道基金条例を施行

(1) 策定の背景

本市の下水道は、昭和 27 年に事業着手してから半世紀が過ぎ、本格的な改築時期を迎えようとしている。今後は、現状の課題に対応するとともに、新たな役割にも対応していかなければならない。

●放流先の変化

汚水の処理は、東京都の 3 箇所の水再生センターに依存している。雨水は、下水道を通じて市外の河川へ放流している。これらの放流先では、**処理区の再編**や**河川改修**が予定されているため、放流先の変化に対応しながら、排出元としての責任を果たしていかなければならない。



●集中する下水道施設の改築

昭和 40 年代に集中的に整備された**下水道施設が一斉に改築時期**を迎えるため、限られた財源の中で適切に対応していかなければならない。

●多様化する下水道の役割

近年では、都市化の進展や気候変動に伴う局所的豪雨による**都市型浸水**、及び**地震による被害の危険性**が増大している。さらに、地下水涵養による井の頭池の湧水復活といった**望ましい水環境の保全・創出**等、下水道に求められる役割が多様化している。

●厳しい財政の見通し

施設の改築や下水道の役割の多様化により費用の増大が予想される中で、有収水量は減少傾向にあるため、**今後の使用料収入には厳しさが見込まれる**。また、**今後の国、都の補助金の引き下げ**も可能性として考慮しなくてはならない。

●市民・事業者等とのパートナーシップ

下水道として質の高いサービスを持続し、課題を解決していくためには、**下水道事業の展開に対する市民の理解と協力**が不可欠である。

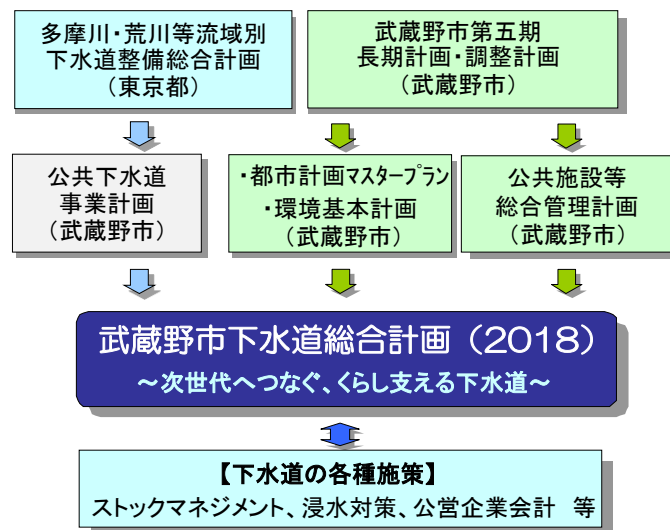
(2) 策定の目的

下水道施設の老朽化対策、都市型浸水や地震への対応、湧水復活等の多様な課題がある中、限られた財源により着実な対応を行い、継続的にサービスを提供していくためには、下水道全体を総合的に捉え、計画的かつ重点的に事業を推進する必要がある、ここに本計画を策定するものである。

(3) 計画の位置付け

本計画は、武蔵野市第五期長期計画・調整計画（平成 28 年度～32 年度）や公共施設等総合管理計画、都市計画マスタープラン等の市の上位計画に基づくとともに、下水道法の定める東京都の多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画や武蔵野市公共下水道事業計画に基づき、社会情勢等を踏まえながら、今後の下水道の**基本的な方針**や**施策の方向性**をとりまとめたものである。

なお、公共施設等総合管理計画の類型別施設整備計画には、平成 31 年度策定予定のストックマネジメント計画を位置付ける。



本計画の位置付け

(4) 計画期間と見直し

本計画は、前計画の策定から 4 年が経過したことを踏まえ、平成 30 年度から 20 年間（～平成 49 年度）を計画期間として捉える。事業スケジュールでは、**短期計画（5 年）**、**中期計画（10 年）**、**長期計画（20 年）**を示す。

今後は、PDCAサイクルによる継続的改善を繰り返しながら、長期計画・調整計画、及び下水道使用料の見直しと合致するように、4 年ごとに見直しを実施する。

